

令和2年度決算に基づく千葉市健全化判断比率等審査意見の概要

審査の結果 [意見書P. 2]

令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ正確であると認められた。

審査における意見 [意見書P. 6]

(1) 健全化判断比率

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は発生していない。また、実質公債費比率（11.8%）及び将来負担比率（128.8%）については、いずれも、「第3期財政健全化プラン（平成30年度～令和3年度）」における令和2年度の見込みを下回っており、今後も建設事業債等残高の適正規模を維持するとともに、基金からの借入残高の削減を着実に進めたい。

(2) 資金不足比率（いずれの公営企業会計においても発生していない。）

病院事業、下水道事業及び水道事業の法適用企業においては、今後も施設等の整備・更新などに多額の資金需要が見込まれることから、財源の確保に留意しつつ、経営基盤の強化に一層努められたい。

(3) むすび

実質公債費比率や将来負担比率は着実な改善が見られ、資金不足比率も発生していない。

しかしながら、少子超高齢社会の進展や公共施設整備等に係る経費の増加が見込まれる中、さらに、新型コロナウイルス感染症の影響が極めて不透明であり、税収減や財政調整基金の取崩し額の増加も懸念され、健全化判断比率等の各種財政指標が悪化する可能性がある。

このような厳しい状況ではあるが、国費等を最大限活用するなど、あらゆる歳入確保の取組を推進するとともに、引き続き、事業の選択と集中により歳出を抑制することで、将来を見据えた安定的な財政運営を進められることを要望する。

令和2年度決算に基づく健全化判断比率

| 区分 | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---------|--------|----------|---------|--------|
| 比率 | — | — | 11.8 | 128.8 |
| 早期健全化基準 | 11.25 | 16.25 | 25.0 | 400.0 |

令和2年度決算に基づく資金不足比率

| 区分 | 病院事業 | 下水道事業 | 水道事業 | 農業集落排水事業 | 地方卸売市場事業 | 動物公園事業 |
|---------|------|-------|------|----------|----------|--------|
| 比率 | — | — | — | — | — | — |
| 経営健全化基準 | 20.0 | | | | | |

実質公債費比率及び将来負担比率の推移

